第明治三十種郵便物認可

2　省令第２条第１項第１号関係

東日本大震災により被害を受けた資産（施行規則第１条第12項第２号の特定資産を除く。）の明細表

種別	資産名	帳簿価額	所在地
イ　東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	(1)小計	円	
ロ　警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	(2)小計	円	
イ及びロの資産の帳簿価額の合計額	(3)＝(1)＋(2)	円	
資産の帳簿価額の総額	(4)	円	
資産の帳簿価額の総額に対するイ及びロの資産の帳簿価額の合計額の割合	(5)＝(3)／(4)	%	

3　省令第２条第１項第２号関係

被災事業所	イ　常時使用する従業員が本来の業務に従事できなかった事業所	事業所名	
		事業所所在地	
		主たる事業内容	
		被災状況	□　事業所が滅失又はその全部若しくは一部が損壊した。 □　事業所が滅失又はその全部若しくは一部が損壊していない。
		常時使用する従業員が本来の業務に従事できなかった期間	平成23年３月11日　～　年　月　日
	ロ　警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所	事業所名	
		事業所所在地	
		主たる事業内容	

常時使用する従業員の数		平成23年３月10日における震災特例中小企業者の常時使用する従業員の数	平成23年３月10日におけるイの事業所の常時使用する従業員の数	警戒区域設定指示日の前日におけるロの事業所の常時使用する従業員の数
		(1)＝(a)＋(b)＋(c)－(d)　人	(2)＝(e)＋(f)＋(g)－(h)　人	(3)＝(i)＋(j)＋(k)－(l)　人
	厚生年金保険の被保険者の数	(a)　人	(e)　人	(i)　人
	70歳以上75歳未満である健康保険の被保険者の数（＊1）	(b)　人	(f)　人	(j)　人
	70歳以上であって（＊1）に該当しない常時使用する従業員の数	(c)　人	(g)　人	(k)　人
	役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)　人	(h)　人	(l)　人
	震災特例中小企業者の常時使用する従業員の数に対する被災事業所の常時使用する従業員の数の割合	(4)＝((2)＋(3))／(1)　%		

4　省令第２条第１項第３号関係

震災特例中小企業者の本店所在地が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第34条第１項に規定する指定地域への該当の有無。	□　本店所在地が指定地域内に所在する。 （本店所在地：　　） □　本店所在地が指定地域内に所在していない。
震災特例中小企業者の事業用建物の被害状況	□　事業用建物が滅失又は損壊した。 □　事業用建物が滅失又は損壊していない。
イ　平成22年３月11日から同年９月10日までにおける震災特例中小企業者の売上金額の合計	(1)　円
ロ　平成23年３月11日から同年９月10日までにおける震災特例中小企業者の売上金額の合計	(2)　円
イの売上金額に対するロの売上金額の割合	(3)＝(2)／(1)　%